

道内登録解体工事業者の皆様へ

令和3年(2021年)1月

令和3年(2021年)1月1日から「解体工事業に関する登録等に関する省令」及び「解体工事業登録事務取扱要綱」が改正されましたので、次のとおりお知らせいたします。

○変更点 申請・届出書類への押印が不要となりました。

令和3年(2021年)1月1日以降、建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律に基づき北海道へ提出する以下の書類は押印が不要となります。

ただし、既に押印した書類を作成している場合、引き続き当該書類を提出できます。

令和3年(2021年)1月1日以降押印を不要とする書類一覧

様式番号	名称
第1号	解体工事業登録申請書
第2号	誓約書
第3号	実務経験証明書
第4号	登録申請者の調書
第6号	解体工事業登録事項変更届出書